

かわらべんてん うしろむきべんてん  
河原弁天(後ろ向き弁天)

元文の弁天公事を知る

弁天橋下流左岸の河原の自然石の上に祀られ、出水規模の目安にされてきた。天竜川通船の盛んだった江戸時代、商いを営む人たちが祀ったと伝えられる。1738(元文3)年の大洪水で村境の争い(元文の弁天公事)が起こったとき、大岡越前守忠相が裁許を下した判決は「大岡裁き」と呼ばれている。



観光施設である「天竜船下り」の弁天港乗り場からよく見える位置にある



information

□ アクセス

飯田ICから5km  
車→10分

□ 所在地

飯田市下久堅下虎岩



! ?  
元文の弁天公事とは  
大岡裁きとは

1738(元文3)年徳川八代将軍吉宗の時代、5月の大雨で天竜川が氾濫したとき、後ろ向き弁天のある弁天社付近の湾曲部分の堤防が決壊、本流が右岸側の飯田藩の島田村へ流れ込んだ。この破堤で、元の川と新しい本流の間に「中島」が出現したことに端を発し、飯田藩と左岸側の美濃高須藩の村々との間に起きた境界線争いのこと。

後ろ向き弁天は「元文の弁天公事」の出来事を今に伝えている。この時の裁許状と絵図(裁許状の裏面)が松尾自治振興センターに保存されている。



(国土地理院の数値地図25000(地図画像)を使用)